

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1 公募に付する事項

長崎税関本関庁舎食堂経営委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(4) 下記4における説明を受けていること。

4 参加要領の交付日時及び場所

日時：令和7年12月22日(月)～令和8年1月16日(金)までの

平日 09:00～12:00、13:00～17:00

ただし、土・日・祝日の交付は行わない。

※ただし、来庁予定日時の事前連絡を要する。

場所：〒850-0862 長崎市出島町1番36号

長崎税関総務部会計課営繕係(長崎税関本関3階) Tel095-828-8637

5 公募参加申込書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和8年1月19日(月)17時00分まで

(2) 提出先 上記4に同じ

(3) 提出方法 持参、郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)

(4) 公募参加申込書の書式 募集要領に定める様式により作成すること。

6 公募参加申込書の審査

期限までに提出された公募参加申込書については、公募要件を満たすかどうかについて審査を行うこととし、審査結果は、令和8年1月20日(火)17時00分までに通知する。

なお、審査に当たっては、記載内容について提出者に問い合わせがあるので、公募参加申込書提出後、審査結果通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、公募要件の確認ができないため、公募要件を満たさないと判定することがある。

7 契約者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、業者を決定する。

8 申込書の無効

本公告に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

令和7年12月22日

長崎税関長 酒井 健太郎